

## 千葉県看護職員認知症対応力向上研修実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、認知症の人と接する機会が多い看護職員(保健師助産師看護師法(昭和二十三年七月三十日法律第二〇三号最終改正:平成二十六年六月二十五日法律第八十三号)第二条から第六条に規定する者を「看護職員」とする。以下同じ。)に対し、医療機関等に入院から退院までのプロセスに沿った必要な基本知識や、個々の認知症の特徴等に対する実践的な対応力を習得し、同じ医療機関等の看護職員に対し伝達をすることで、医療機関内等での認知症ケアの適切な実施とマネジメント体制の構築を目的とする。

### (事業の実施主体)

第2条 この事業の実施主体は千葉県とする。ただし、事業の一部を適切な事業運営が確保できると認められる関係団体等(以下「委託事業者」という。)に委託して実施することができるものとする。

### (研修対象者)

第3条 この事業は、千葉市内で勤務する指導的立場の看護職員を対象とする。ただし、委託事業者と協議の上、千葉県内(千葉市を除く)で勤務する看護職員も対象とすることができる。

### (研修内容)

第4条 研修内容は、別表に掲げる内容を標準とし、看護職員として必要な認知症の人に係る基礎知識・連携等の習得に資する内容とする。

### (受講者の募集)

第5条 受講者の募集は、委託事業者において行うものとする。

### (修了証書等の交付等)

第6条 市長は、研修修了者に対し別途定める修了証書(様式第1号)を交付する。  
2 市長は、研修修了者について名簿(様式第2号)を作成し、管理する。

### (補足)

第7条 この要綱に定めるもののほか、看護職員認知症対応力向上研修に関し必要な事項は、保健福祉局長が別に定める。

### 附則

この要綱は、平成29年 4月 1日から施行する。

この要綱は、令和元年 7月 1日から施行する。

この要綱は、令和5年 4月 1日から施行する。

この要綱は、令和8年 4月 1日から施行する。

(別表)標準カリキュラム

	研修内容	時間
I 認知症に関する知識	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 研修の目的・意義</li> <li>• 一般病院等での認知症の現状と課題</li> <li>• 病院及び看護師の役割</li> <li>• 認知症の原因疾患の特徴・病態</li> <li>• 認知機能障害と認知症に伴う行動・心理症状(BPSD)</li> <li>• 認知症と鑑別すべき他の疾患</li> <li>• せん妄の特徴や症状</li> <li>• 認知症の診断と治療(薬物療法と非薬物療法)</li> <li>• 若年性認知症の特徴</li> <li>• 認知症の重度化予防</li> <li>• 共生社会の実現を推進するための認知症基本法</li> <li>• 認知症施策</li> </ul>	講義 (180分)
II 認知症看護の実践対応力	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 認知症の人の行動等の理解</li> <li>• 認知症の人に対する看護の基本原則(パーソン・センタード・ケア)</li> <li>• 認知症の人とのコミュニケーションの基本</li> <li>• アセスメントのポイント</li> <li>• 認知機能障害への対応</li> <li>• 認知症に伴う行動・心理症状(BPSD)の要因・症状と対応</li> <li>• 身体管理・症状経過を踏まえた対応</li> <li>• せん妄への対応</li> <li>• 退院支援</li> <li>• 病棟等におけるチームケアの意義</li> <li>• 多職種連携</li> <li>• 倫理的課題と意思決定支援・権利擁護</li> <li>• 身体拘束の原則等</li> <li>• 家族・介護者への支援</li> <li>• 社会資源と地域連携</li> <li>• (演習)認知症に伴う行動・心理症状(BPSD)・せん妄への対応の事例検討(要因の検討とケアについて)</li> <li>• (演習)身体拘束への対応の事例検討(チーム・連携による対応)</li> </ul>	講義 (330分) 演習 (120分)
III 体制構築・人材育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 病院・病棟全体で取り組む重要性</li> <li>• 体制構築に向けた取り組み</li> <li>• スタッフ育成の目標設定</li> <li>• 研修の企画立案・研修実施のポイント</li> <li>• 研修の効果測定と受講後のフォローアップ</li> <li>• (演習)自施設の課題整理と改善に向けた方策(課題整理から行動計画立案(認知症ケアの体制整備)まで)</li> <li>• (演習)研修の企画立案と研修評価・フォローアップの検討(研修実施に加え、研修後の評価や受講者フォローアップまで)</li> </ul>	講義 (90分) 演習 (300分)

(様式第1号)

第 号
修 了 証 書
氏 名 様
生年月日 年 月 日
あなたは、厚生労働省が定める看護職員認知症対応力向上研修を修了したことを証します
年 月 日
千葉市長 ○○ ○○

(様式第2号)

修了証 番号	修了年月日	氏名 (生年月日)	所属		
			名称	住所	電話番号